

議案参考資料

[令和7年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

建築指導課 開発指導係

議案名

議案第66号 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

再生可能エネルギー発電設備を設置する事業について、条例に基づく許可を要する施設(以下「許可対象施設」という。)に系統用蓄電池を追加するため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を設置する事業については、自然環境及び景観の維持を図り、安全安心な生活環境の保全を図るため、条例に基づく許可制としています。

現在、条例に基づく許可を要しない系統用蓄電池について、許可対象施設として追加するものです。

《許可対象施設》

改正前	改正後
・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・水力発電設備 ・地熱発電設備 ・バイオマス発電設備 (新設)	・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・水力発電設備 ・地熱発電設備 ・バイオマス発電設備 ・系統用蓄電池

(施行期日：公布の日)

背景・経過

現在、普及が進む太陽光や風力発電の再生可能エネルギーに係る発電量は、天候や時間帯により変動が生じるため、需要供給バランスの調整が課題となっていますが、その解決策の一つとして、電力需要が低い時間帯に電気を蓄え、需要が高い時間帯に放電を行うことできる蓄電池の活用が注目されています。

電気事業法の改正に伴い、大型の系統用蓄電池を活用した発電事業の実施が可能となったことや新たな補助制度が開始されたことから、今後、全国的に拡大することが見込まれます。

桐生市においても、系統用蓄電池に係る相談や設置の事例が増えている現状を踏まえ、系統用蓄電池を許可対象施設として追加することにより、自然環境及び景観の維持を図り、安全安心な生活環境の保全を図ろうとするものです。